

船橋市教育委員会会議 12月定例会会議録

1. 日 時 平成18年12月21日(木)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時30分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 村 瀬 光 一
委員長職務代理者 中 原 美 恵
委 員 高 木 恒 雄
委 員 篠 田 好 造
教 育 長 石 毛 成 昌
4. 出席職員 教育次長 高 崎 哲 郎
管理部長 松 本 泰 彦
学校教育部長 松 本 文 化
管理部参事兼総務課長 宇 都 和 人
管理部参事兼財務課長 近 藤 恒
学校教育部参事兼指導課長 石 井 和 明
生涯学習部参事兼社会教育課長 須 藤 元 夫
生涯学習部参事兼文化課長 市 原 悟
学務課長 阿 部 裕
保健体育課長 清 水 龍 夫
青少年課長 大 野 栄 一
生涯スポーツ課長 石 井 誠
施設課主幹兼課長補佐 平 野 泰 生
社会教育課副主幹 野 沢 秀 実
5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

- 議案第40号 船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第41号 船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第42号 船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則について

- 議案第43号 船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第44号 船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第45号 船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

第3 報告事項

- (1) 平成18年第4回船橋市議会定例会について
- (2) 総額枠予算制度の導入について
- (3) いじめ問題の対応について
- (4) 平成19年度ふなばし市民大学校について
- (5) 第28回船橋市写真展について
- (6) 第51回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会について
- (7) 平成19年度職員及び教職員の人事異動方針について

6. 議事の内容

【委員長】

皆さん、こんにちは。

自殺予告の手紙が先月30日に自民党の千葉県議会議員会に届いたということでしたが、教育委員会事務局の皆さん並びに校長先生、教職員の皆さんの大変なご努力のおかげで無事何もなく過ごせました。ありがとうございます。

それでは、ただ今から教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りいたします。

11月16日に開催いたしました教育委員会会議11月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、報告事項(7)は、船橋市教育委員会会議

規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当しますので、非公開といたします。異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。報告事項（7）を非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第40号について、学務課、説明をお願いします。

【学務課長】

それでは、議案第40号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。

都市再生機構による坪井特定土地区画整理事業に伴いまして換地処分が行われ、当該地区の住所の表示が新しい地番表示、3桁表示から4桁表示に変更されましたため、学区表における住所の表示変更を行う必要が生じました。具体的な変更後の表示につきましては、資料3ページの新旧対照表のとおりとなります。

資料の5ページ、坪井地区の地図によりご説明いたします。従前は、地理的な理由によりまして道路整備がされておらず、点線の右側、東側になるのですけれども、この東側から坪井小・中学校のある西側への通学ができない状況でした。そこで、東側地域の基本学区は、通学距離が遠い習志野台第二小学校、習志野台中学校としておりました。しかし、当該区画整理事業によりまして生活道路が整備されたことにより、東側から坪井小・中学校のある西側への通学が可能になりましたので、通学安全上の配慮からも、この機会に東側地域の基本学区につきまして、通学距離が近い坪井小学校、坪井中学校に変更することが児童生徒のためであると判断いたしました。

ただし、この基本学区を変更いたしましても、当該地区につきましてはこれまでどおり選択地域となっておりますので、実質的に児童生徒に与える影響というのはございません。

なお、当該内容につきましては、資料にもございますように、11月21日に学区審議会を開催していただきまして、通学区域の表示変更及び基本学区の変更をすることが適当であるという答申を受けておりますことを申し添

えます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

7ページにあります坪井町区画整理地区の児童生徒在籍校内訳という表の中で、1年生と3年生に、「うち非選択地域1名」とあるのですけれども、これは今のご説明と矛盾しませんか。

【学務課長】

ここの部分の東側地域については、全部この地域が選択地域になっているわけですが、西側部分の非選択地域、一番西側部分ですけれども、そこから1名、坪井小学校に通っているということでございます。

【教育長】

そうすると、この1名はもともと坪井小学校が指定校だったということですね。

【委員長】

他に何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第40号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第40号については、原案どおり可決いたしま

した。

続きまして、議案第41号について、社会教育課、説明をお願いします。

【社会教育課長】

議案第41号「船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。資料は、9ページから12ページになります。

インターネット等を活用しましたオンラインでの施設予約を実施するに当たり、規則を改正する必要が生じたので、議案として提案をさせていただきます。

資料11ページの新旧対照表をご覧ください。

まず第5条第3項で、「館長」を「職員」に改めます。これは現状でも夜間等に館長が不在の時間帯がありますので、「館長に」ということで職務権限を定めた同条第2項とは異なりまして、許可書を提示する相手方として館長以外の職員でも十分に対応できますし、また実際にも対応しておりますので、この機会に出ささせていただこうというもので、現状に合わせるということでございます。

次に、第5条の2を新設いたします。これは、今回の提案の理由になります。船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及びその施行規則に基づきまして、電子情報処理組織を利用した公民館使用手続のために規定の整備を図るために、新たに加えるものでございます。

具体的には、利用者番号の発行と暗証番号を認識させることも必要になってまいりますので、団体及び代表者の情報を収集・保存する必要があるとございます。そうしたことから、詳細は要綱で定めるという形にしたものです。

体育施設の場合は、船橋市体育施設利用者カードの交付に関する規則で定められておりますけれども、公民館の場合は使用料の減免に関する要綱で定めておりますので、それにあわせて、今回は要綱で定めさせていただくというものです。

なお、このシステムの導入をいたしましても、手書きによる従来の申請、それから許可書は継続して使用可能といたしましたので、許可書につきましては様式の規定が二重となるために、必要な記載事項を定めた上で、具体的な形式については別に要綱で定めるということでございます。

以上です。

【委員】

電子情報処理組織を利用して公民館の手続をしようとする者は、あらかじめ登録しなければならないわけですが、登録もパソコンでできるわけですか。

【社会教育課長】

窓口に登録用紙が用意してございます。お手数でも最初はそこで登録をしていただくこととなります。

【委員】

入り口は、きちんとチェックするということですね。

【社会教育課長】

今日の定例会でお認めいただければ、1月15日号の広報紙でお知らせして、16日から各公民館で用紙を配布し、使用者登録を開始するというのを想定してございます。

以上です。

【委員長】

他に何かございませんか。

【委員】

手続の電子化と、それから従来の手書きと両方に対応するとご説明がございましたけれども、それは特に移行期間のようなものを設けずに進めるという計画ですか。

【社会教育課長】

移行期間を設けて全部電子化してしまうということではなくて、今後も両方できるような形で、パソコンをお使いにならない方、それから1回きりの利用者という場合もございますので、手書きのものも今後も使える状態にはしておくということです。

【委員長】

1人でも多く使えるような状況をつくってあげることが大切かと思えます。

他に何かございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第41号「船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第41号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第42号から議案第45号については、関連する議案ですので一括して審議するものといたします。

それでは、生涯スポーツ課、議案第42号から議案第45号について、まとめて説明お願いいたします。

【生涯スポーツ課長】

それでは、議案第42号から議案第45号まで一括してご説明申し上げます。

体育施設予約管理システムにつきましては、前回の定例会でお諮りをいたしましたけれども、平成19年1月4日からインターネット対応の新システムに移行いたします。これは、船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び同施行規則に基づきまして、電子情報処理組織を利用した施設使用手続のため、新システムの稼働にあわせて規定の整備を図る必要があります。その関係で、今回4本の規則改正案を提出させていただきました。

まず、議案第42号でございますけれども、「船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則について」でございます。

今回の改正点ですが、現在、施設と設備器具の使用許可書については、1枚の許可書で発行しておりますけれども、器具の詳細についてはすべてが表示できませんでした。今回の新システムでは、施設使用許可書と器具使用許可書が、別々に発行できるシステムとなったことから、所要の改正をいたすものであります。

また、新システムは、先ほど社会教育課からも説明がありましたが、公民館施設と共通となりますことから、利用者の利用区分を登録施設から判断で

きるように3桁の施設コードを加え、利用者番号を従前7桁であったものを10桁に変更することから所要の改正をいたすものであります。

19ページの新旧対照表をご覧ください。アンダーラインの部分が改正点でございます。第2条第2項中、施設使用許可書を第2号様式に、器具使用許可書を第2号様式の2として改正いたしました。

次の20ページをご覧くださいと思います。これは様式の変更でございますが、第1号様式につきましては、先ほどご説明いたしましたように、利用者番号の欄を、7桁から10桁にいたしました。

また、21ページの第2号様式でございますけれども、施設使用許可書と、22ページになりますが、第2号様式の2として器具使用許可書と別様に分けてございます。

なお、この規則は、平成19年1月1日から施行するものでございます。

次に23ページの議案第43号でございますが、船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

改正理由は、議案第42号と同様でございます。

29ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。利用の手続第5条第2項中、利用許可書を第6号様式及び器具利用許可書を第6号様式の2として2分割いたしました。

様式につきましては、次の30ページ、まず、第5号様式中、利用者番号につきましては7桁から10桁に改正。31ページにつきましては、先ほどと同じように、利用許可書と器具利用許可書として2分割をいたしました。

次に、33ページの議案第44号船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則についてですが、前2案と同様の改正理由でございます。

39ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。第5条第2項中、利用許可書と器具利用許可書に2分割した許可書の発行を可能としたものでございます。

様式につきましては40ページ、利用者番号を7桁から10桁に、それと41ページの利用許可書と、42ページの器具利用許可書として2分割してございます。

次に、議案第45号、これは市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございますが、新システム導入に伴いまして、共通の様式に合わせる必要がございます。その関係の改正でございます。

新旧対照表をご覧くださいと思います。48ページでございます。第1号様式、これは先ほどと同じように、利用者番号を7桁から10桁に改め、さらに、これにあわせて船橋市教育委員会教育長「様」を、「あて」に改正

してございます。

49ページの第2号様式につきましては、従前のものを今回の様式にすべて合わせるために、全面改正をしております。

50ページの第3号様式、51ページの第4号様式につきましては、それぞれ「様」を「あて」に改正しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【委員長】

議案第42号から議案第45号までは関連した案件でございますので、一括して何かご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

【委員】

まず私からお伺いしますが、これも、パソコンを使えない人でも登録できるようになっていますか。

【生涯スポーツ課長】

登録につきましては、前回の定例会でお諮りいたしましたけれども、利用者登録カードの発行ということで、これは先ほどの社会教育課と同じように、生涯スポーツ課の窓口、体育施設管理事務所、グラスポ等々で手続をしていただいて、カードの発行をいたします。その後、インターネット、あとは今ございますような街頭端末、電話によるもの等々で予約は可能でございます。

【委員長】

何か他にございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第42号「船橋市運動公園等管理規則の一部を改正する規則について」、議案第43号「船橋市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第44号「船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則について」及び議案第45号「船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を一括して採決いたします。異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第42号、議案第43号、議案第44号及び議案45号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項の(1)について、管理部、報告をお願いします。

【管理部長】

平成18年第4回定例市議会の概要を報告いたします。

今議会は、平成18年11月27日から12月18日までの22日間で行われました。11月27日の初日でございますが、補正予算案件が2件、一部改正条例案件が5件、協議案件が1件の、議案として8件、報告が1件上程され、市長より提案理由の説明がございました。なお、今回は教育委員会に係る案件はございませんでした。

12月1日、7名の方から議案質疑があり、4日から8日までの5日間で34名の方から一般質問がありました。

一般質問の主なものとしては、管理部関係では、県立高校再編について、教育委員会の役割について、高根台第一小学校の活用について、これは2名の方からございました、学校での飼育動物の病気や死亡の対応について、学校教育以外の教育委員会事務を市長部局へ一部移管すべきについて。

学校教育部関係では、いじめ対策について、これは7名の方から質問がございました。特別支援教育の本市の取り組みについて、児童生徒の安全対策と不審者情報の提供について、教育長に問うとして、全国学力テスト・学習状況の調査について、学校選択制について、これは2名の方からありました、いかにして家庭教育を支援するかについて、船橋の教育は何を目指しているかについて、障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県条例について、給食費未納における船橋の現状と対策について、英語教育について、船橋の教師にどのような教師像を期待しているかについて、児童生徒の体力低下について、前原小のプール施設を撤去し校庭を広げることについて、市立船橋高等学校へ女子柔道部を立ち上げることについて、百葉箱の活用について、児童生徒安全対策にICタグシステムの導入について、学力テストの活用方法について。

生涯学習部関係では、学校にナイター照明施設や防球ネットの設置をについて、総合体育館第2駐車場の今後の位置づけについて、公民館等の家庭教

育の支援について、子育て支援の社会教育との関連について、金婚ご夫婦のお祝いとして文化ホール公演に招待できないかについて、公民館の有料化及び利用時間帯変更に伴う諸問題について、これは2名の方からございました、生涯学習情報システムについて、図書館へ学習スペース設置や増設について、公共有料施設の使用料還付規定について、京成本線高架下へ音楽リハーサル施設設置について、青少年相談員の年齢制限について、原画盗難事件について、ガラスポ施設に図書室設置について。

12月12日、文教委員会が開かれ、陳情第60号「行田地区の小学校へ特殊学級開設に関する陳情」、第61号「県立高校の定員確保の意見書提出に関する陳情」、第62号「教育基本法改正案の慎重審議の意見書提出に関する陳情」の3件が議題となり、陳情第60号、第61号は、事務局から陳情に関する状況説明の後、質疑が行われました。

その主なものとして、陳情第60号については、特別支援学級と特殊学級との違いについて、どのくらいの人数が入るのかについて等があり、陳情第61号につきましては、公立高校入学希望者全員は受け入れできないことについて、市立船橋高等学校在学学生は船橋市立中学校から何%入っているかについて等がありました。

意見・討論、採決の後、陳情第60号は採択、陳情第61号は不採択、また、陳情第62号は、状況説明を省略し、質疑、討論、採決が行われました。

質疑として、船橋の教育長として今回の改正をどう思うかについてがあり、採決したところ不採択となり、本会議最終日においても同様の結果となりました。

12月18日の最終日はすべての議案等が採決され、終了いたしました。
以上で報告を終わります。

【委員長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項(2)について、財務課、説明をお願いします。

【財務課長】

資料53ページの総額枠予算制度の導入についてご説明します。今、教育改革が進む中で、これからの教育を充実させていくために、学校の自主性・自律性の確立や、特色のある学校づくりの実現のために、校長の裁量権の拡大の必要性が求められております。そこで、財務課といたしまして、学校長の学校経営を予算面から支援するため、学校配当予算を校長の裁量で編成できる総額枠予算制度を平成20年度から全小・中学校で導入することといたしましたので、その概要をご報告させていただきます。

総額枠予算制度でございますが、学校配当予算につきましては、従来財務課が学校割、学級割、あるいは児童生徒数割といたしまして、学級数や児童生徒数に基づきまして一律に学校配当予算を決めまして、各学校に配当しておりました。しかし、今後導入いたします総額枠予算制度は、校長が自ら予算編成ができる制度でございます。

この制度の対象費目は、財務課が学校に配当しております費目のうち、消耗品費、児童・生徒用図書購入費、印刷製本費などの8費目でございます、その総額を学校にお渡しいたしまして、校長の裁量で各々の費目に予算配分していただくこととなります。

この8費目は、配当予算の約9割占めます。平均いたしますと1校当たり700万円前後の金額ですが、学校の規模により400万円から900万円ぐらいの配当ということになります。

これによりまして、校長の考えが学校経営に十分反映できるものと考えてございます。また、財政事情が依然として厳しい状況の中で、予算の有効活用も図れるものと考えてございます。

平成20年度予算からの導入に際しましては、日程等の関係、あるいは予算措置の変更を伴うために、平成19年度は小学校6校、中学校4校の10校で試行をさせていただきます。

また、試行校以外の学校につきましても、備品購入費のうち一般備品、教材備品、あるいは特別活動用備品を総額枠予算といたしまして、校長の裁量でそれぞれの備品に予算配分できるようにしてございます。

平成19年度の試行を通しまして、この制度が円滑に実施され、平成20年度からスムーズに移行できますよう、今後は試行する学校側と調整を図りながら、よりよい制度を構築してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がございましたけれども、何かご意見、ご質問ございますので

しょうか。

【委員】

学校の予算というのは、学級数や児童生徒の人数により決まるのですか。

【財務課長】

学校配当予算は、例えば学校割とか、学級数、児童生徒数などの一定の基準に基づきまして、決めております。今までは、それを消耗品費などの費目ごとに金額を財務課で決めて、お渡ししていました。今度は、いわゆる8費目のトータルを今のような基準で算定しまして、総額を学校にお渡しして校長先生の裁量でそれぞれの費目にその予算を編成していただくシステムです。

【委員】

予算執行する場合のチェック体制は、どのようになっているのでしょうか。

【財務課長】

基本的には、校長先生の裁量でその予算組みをいたしますと、その予算の執行について、現在学校には執行権ございませんので、執行依頼書が財務課の方に上がってきます。それで財務課の方でチェックはいたします。

【委員】

学校の予算編成は、いつごろ行われるのでしょうか。

【財務課長】

市の予算要求は、一般経費ですと大体10月初旬にいたします。ですから、学校は夏休み中に次年度の計画を立てて、9月末ごろまでに、その予算を出していただくようになります。

【委員】

年度末に予算が残っていた場合、これを無理やり使いきってしまうことは、よくないことと思います。余ったものは返してもらおうというようなシステムを、しっかりやっていただきたいと思います。

【委員】

各学校長の裁量で予算編成することは、非常に良いことだと思います。ただ学校ごとに物品を購入すると数が少なくなり、単価が高くなるのではない

ですか。

【財務課長】

備品については、以前は学校ごとの随意契約で発注しておりましたけれども、16年度以降、備品をある特定のジャンルにまとめまして、入札をしてございます。学校で共通して使うような消耗品については、財務課が毎年調査をしたうえで、業者と単価契約結んでおります。

【委員長】

他に何かございますか。

【委員】

目的にあります特色ある学校づくりというのは、やはりこれから非常に重点を置いて進めていきたいと思うところです。この総額枠予算以外に、特色ある学校づくりのプログラムやプランに関して、予算を別につけるということを、今はお考えにはなられていないでしょうか。

【財務課長】

他市では、そういう特色ある予算づくりという事例を聞いたことがございますが、船橋市では実施しておりません。財務課としましては、校長の予算編成上での裁量権を拡大することで、支援していきたいと考えています。

【委員】

本当に学校が活性化していくようなことを、財政面からもどう支援していけるかというのは大事なテーマだと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

【教育長】

それに関してですが、指導課の担当になりますが、研究奨励校の指定事業がございます。学校から研究テーマを募集し、その中から効果、特色、時代性などを基準にして、毎年数校指定しています。

【委員】

それは1校どのぐらいの予算を出しているのですか。

【指導課長】

1校約20万円です。

【委員長】

他に何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（3）について、指導課、報告お願いします。

【指導課長】

資料55ページから57ページをご覧いただきたいと思います。北海道の滝川市のいじめによる児童の自殺報道から、同様の事件が相次ぎまして、船橋市としましてもいじめの早期発見、早期対応のためにさまざまな取り組みをしておりますのでご報告申し上げます。

まず、船橋市のいじめの実態についてですが、例年年度末に実施しております生徒指導上の諸問題に関する調査の中のいじめについての調査を、今年度は11月22日付で中間報告として行いました。その結果、17年度末には小・中学校で合計176件であったものが、中間報告では、議会等でも報告させていただきましたが、1,128件と大きく増加いたしました。

その理由として考えられることは、学校によっては一方的ではないものや一過性のものなどを含め、生徒がいじめと感じたものについてはいじめとして把握し、報告したことなどが挙げられます。いじめの定義を多少拡大しての解釈ということになるかと思います。

次に、いじめ問題への各学校の取り組み状況ですが、資料55ページをご覧ください。各学校では、教育委員会からの通知で求められた取り組み以外にも、実態に沿ってさまざまな取り組みを行ったことが調査報告からわかりました。早期発見、早期対応のためには、アンケートの実施や相談ボックスの設置、教育相談や面談の実施、それから教師間の連携の強化、子供の見守りを多くする等そこに掲げられておりますようなことが行われております。

また、いじめの予防のための取り組みとしましては、子供の活動を積極的に取り入れ、子供自身がいじめについて考えたり、豊かな心の育成をねらった活動等が多く報告されております。

さらに、職員研修会も緊急に市内の全小・中学校で実施することといたし

ました。事例研究やグループ別討議、講演、校長講話等の内容が多く占めております。各校の状況に合った研修が行われたと考えております。

次に、資料56ページの教育委員会の取り組みをご覧いただきたいと思います。教育委員会としまして、各学校への取組事項としまして、①から⑤まで行いました。また、教育委員会としまして、各校でのいじめ問題に対してより具体的な取り組みとなるような支援を行ってまいりました。実態調査の集計や各校の取り組みをまとめて、それを情報提供し、各校の取り組みの資料として活用できるようにいたしました。

また、資料57ページにあります早期発見確認マニュアルを作成し、日常的に子供の行動を全職員で観察する視点を明確にいたしました。また、関係相談機関との連携も強化し、相談状況を集約し、情報交換を行っております。さらに、保護者や子供が困ったときに、すぐに関係機関に相談できるように、船橋市と教育委員会のホームページのトップに、わかりやすく相談窓口の案内を掲載いたしました。今後いじめによる不幸な事態を決して起こさないためにも、また、安心して学校生活が行われ、豊かな心が育成されるためにも、全力で取り組んでいきたいと思っております。

以上で報告を終わりにいたします。

【委員長】

ただいま報告がございましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

私の知人から聞いたことですが、いじめられている子をサポートする子を校内で広く募集して、いじめられている子をいじめる子から守るという活動をしている学校があるとのことでした。参考になると思いますが、そんな事例をご存じの方いらっしゃいますか。

【指導課長】

ちょっと前の新聞に紹介されていたことですが、市川市の中学校で、全校を挙げて取り組んでいる「いじめをなくすオレンジリボンキャンペーン」のことだと思います。本市としましては、児童、また生徒会活動の中で、子供同士呼びかけをすること、また、あいさつ運動とかいろいろな取り組みで、その学校に合ったいじめの発見、そしていじめをなくす活動に今取り組んでいます。子供同士で取り組む場面も含んでおります。そのようなことで、全校を挙げて実施しているところですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

【委員】

私も新聞で読みました。この活動は生徒会から声が挙がって、いじめをなくそうと思う人はオレンジリボンを胸に付けてくださいと言ったら、約半数の生徒が付けているらしく、小さいいじめがなくなったという話も紹介されていました。

【委員長】

他に何かございますか。

【委員】

いじめの件数のご報告いただき、その内容も様々だご説明がありました。その点、その内容と、それから問題性の質の把握というのが非常に重要ではないかと思います。その質の把握がきちっとできないと対応もずれてしまうというところが、現在の問題の一つの要因になっているのではないかと思います。その点に関しては今回の調査ですとか、それから学校での把握の仕方ですとか、どのように進んでいるのかを教えてくださいませんか。

【指導課長】

いじめの発見のきっかけなどをお話しいたしますと、昨年度も今年度も、件数は全然違うのですが、発見の仕方としては同じようなことになります。いじめられた児童からの訴え、それから担任の教師が発見する、保護者からの訴え、それから周りで見えていた児童生徒からの訴えと、要するに発見のきっかけになるのは、やはり身近な人間がいかにかかわっているか、ということが一番大事なことであると思います。

それから、いじめの中身の問題ですが、これはひやかし、からかい、それから仲間外れ、言葉でのおどかし、おどし、持ち物を隠す等、やはりこれにつきましても、暴力もあるのですけれども、それよりも陰湿な傾向が相変わらず続いていると考えております。

いじめの件数は大きく6倍に増えているわけですが、その数が増えたことについては、先生方とか保護者だとか、周りの子供たちをよく見ていただいて、少しずつ発見できているのかなというふうにとらえております。

【委員】

今年と去年の件数を比べて愕然としました。今年と去年とでは、いじめの集計の仕方が全然違うわけですか。

【指導課長】

基準といたしましては、文科省のいじめの定義で、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加える、それから、相手が深刻な苦痛を感じているものというように規定されていて、この定義自体は変わっておりません。ですので、報告のとり方としては特段大きく変わってはいないのですが、ただ、今回大きく増えた理由としては、先ほどお話しさせていただきましたが、どこの学校にでも起こり得るのだというその認識が、全校で再度確認されたこと。それから、子供たちの気持ちを基準に、一方的でないものや一過性のもの、定義からいうと少し外れる、拡大の解釈になるかと思えますけれども、そのようなものを含めて、子供がいじめと感じたものを報告していただいたというふうに思っております。そういうことで、件数としては大変増えているわけですが、子供により添った実態が把握できたのかなというふうに考えております。

【委員】

でも調査方法があまり変わらないで、これだけ大きな違いがあるというのも不可解ですね。

【委員】

定義がそれほど変わってはいないと思うのですがけれども、それがこんなに増えたというのは、やはり何かもっと深い原因があるのかどうか、この辺のところを詳しく調査をする必要があるのじゃないかなというふうに感じました。

【指導課長】

継続して調査させていただきたいと思えます。

【委員】

ああいう事件があつて、生徒からの訴えも私はふえていいと思うのですね。当然勇気を持って訴えるとか、それから保護者からの訴えも、子供の関心をうかがうためには増えていいと思うのです。ただ毎年件数が極端に増減するようなことは、私はそんなにはないと思うのです。その辺のところのご指導をよろしくお願いします。

【委員】

加えて、私も数自体を、認知件数が増えることが問題ではないと思うのですね。むしろ見逃していたものを丁寧に見ていこうとすると、どうしても認知件数は上がると思うのですけれども、ただ認知件数が上がると、その問題性の質というのを、かなり多様に含んだ数になってしまって、そうすると対処法がぼやけるというデメリットが起こると思うのですね。そういう意味では、これだけの件数に対して、例えば学校が積極的に取り組むべき問題性の質を持ったいじめもあると思いますし、学級集団の構成員が取り組むべき課題を持ったいじめもあると思います。そういったものを分別するというか、分けた上で対処法を研究していくような、そういう姿勢が浸透していくといいなと思います。実際にそんなふうにして、それぞれが力を高めていってもらいたいと思います。

【委員長】

どうぞよろしくお願いします。
他にございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（４）について、社会教育課、報告お願いします。

【社会教育課長】

平成19年度のふなばし市民大学校についてご説明します。別刷りの資料を、お手元にお配りさせていただいております。この入学案内願書、本日より公民館等公共施設の窓口にて配付をしております。例年は12月15日号の広報でお知らせをして配付をしていたわけなのですが、本年度は12月議会に補正予算がございまして、その議決を待って配付するということになりました。18日が最終日でございましたので、可決されてからの配付となりました。広報掲載は1月1日号になっております。

市民大学校は、平成16年度から従来のスポーツ健康大学、老人大学、ボランティア大学、生涯学習コーディネーター養成講座を統合した形で、もとの中央図書館の建物を校舎としておりました。お手元の資料の5ページと6ページのところに案内図が載せてございますが、5ページがその案内図でございまして、そこを校舎として現在も行っております。来年度からは、6ペ

ージにあります中央市場の向こう側にありますJ A市川の船橋市支店、というよりも船橋農協と言った方がわかりやすいですが、船橋農協の建物の3階に移ることになりました。補正予算はそのための経費だったわけです。

例年とほぼ同様でございますが、この19年度の募集に際しての変更点を申し上げますと、場所のこと、それからまちづくり学部のスポーツ健康学科とボランティア学科の夜間部、資料で見いただくと1ページ下の表ですが、その募集定員を50名から40名に変更いたしました。その理由は、2ページ右下表にこれまでの応募状況を2年分を載せてございますけれども、スポーツ健康、そしてボランティアの夜間部は、いずれも定員を割っての応募状況でございます。夜間ということもありまして、そういう状況です。それから、この辺の実態を踏まえて、運営協議会という諮問機関の委員の皆さんにもご意見を頂戴して、それを踏まえた上での変更でございます。

他の点につきましては従前どおりでございますまして、皆さん心待ちにしておられて、何日かこのお知らせが遅れたことで、いつ出るのだというお問い合わせをたくさんいただいているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】

学びのコーディネーターの倍率は2.3倍から2.4倍なのですけれども、定員を増やす余地はないのですか。

【社会教育課長】

定員は、その学習形態として見合ったちょうどいい人数をもって定員としておりますので、単純に10人増やすというわけにはいきません。グループワークとか、実際にチームをつくって色々やったりと、たくさん取り入れておるものですから、この辺が限度の人数かなということで、30人定員とさせていただきます。

【委員】

よくわかりました。

【委員】

実際にこの学びのコーディネーターで学習をされた方たちが活躍するというか、実際にご自分のその学習経験を生かしていく場みたいなものは、何かあるのでしょうか。

【社会教育課長】

先ほど申しあげましたように、市民大学校に統合する前は、生涯学習コーディネーター養成講座というものをやっておりましたので、実際は平成12年度から続いております。その卒業生たちが100人を超えておりますが、その方々が連絡協議会を組織し、いろいろな活動をしています。それから各公民館ごとに、その地域の人たちでグループをつくって、それぞれの公民館と連携を取りながら、共催の事業をしたり、お手伝いをしたりしています。何らかの形で生涯学習コーディネーターがかかわった公民館事業は、昨年度は30ぐらいあると思います。かなり強力な助っ人になっていると認識しております。

【委員】

それはとてもうれしいことですね。実際やっぱりそういうふうに、きちっと地域に根づいていくような形が取れるのが理想だと思いますので、これからもぜひよろしくお願いします。

【委員長】

他に何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（5）について、文化課、報告いたします。

【文化課長】

お手元資料の59ページになります。第28回の船橋市写真展のお知らせと作品募集のお知らせでございます。

これは船橋市教育委員会と船橋市写真連盟が共催で行うものでございます。ここに副題が出ておりますけれども、アマチュア写真愛好家の発表の場として、既成の価値観にとらわれないあなたの目で捕らえた作品をお待ちします

ということでございます。

会期としましては、平成19年1月19日から28日、午前10時から午後6時半を予定しております。

会場は、船橋スクエア21ビル3階の市民ギャラリーを予定しています。

作品募集の細かな要件については、ここに記載されているとおりでございます。

この開催が終わりました後、表彰式と解説会が1月28日に会場の市民ギャラリーで行われます。

昨年の例ですと、来場者が1,613人、作品点数が334点でございます。

なお、審査員の方、ハービー・山口氏と林 誠治氏の略歴につきましては、次の60ページに記載してございますので参考にさせていただきたいと思えます。

この要項につきましては、各公民館、出張所等に配付してございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項(6)について、生涯スポーツ課、報告をお願いします。

【生涯スポーツ課長】

お手元に黄色のパンフレットが入っていると思いますけれども、第51回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会についての報告でございます。

平成19年1月14日、日曜日にこの大会が開催されます。運動公園を9時にスタートいたしまして、ゴールは船橋アリーナでございます。6区間、19.6キロで熱戦が繰り広げられます。資料の後ろのページにコースが記してありますのでご覧いただければと思います。

昨年は、中学校、高校、一般、3部門で73チームが出場いたしました。今年度は、現在高校6チーム、一般37チームの申し込みがありました。なお、中学校については、まだ申し込みゼロでございますが、現在受け付け中

です。

この大会は、公共道路を使って開催する船橋市で唯一の駅伝大会でございます。そのため、交通事情の面からスタート時間も交通量の一番少ない日曜日の早朝となっております。

運営の面では、船橋警察署、船橋東警察署、体育指導員、スポ健OBの会、陸上競技協会、あと市内小・中学校の先生方、総勢約400人にご協力をいただいております。

昨年の第50回大会では、不幸にも52歳の市民ランナーが死亡するという事故が起きてしまいましたので、今回はこの大会を開催するに当たりまして、事故防止、特に救護体制の充実を図りました。

チラシの中に各選手にあてたセルフチェックのお願いというものを活用させていただきます。あとは、救護車の増発、今まで1台だったのですが、AEDを搭載した救護車を3台配置いたします。また、消防局のご協力を得まして、救急車を1台つけてもらいました。あともう1つ、救命講習受講済みのボランティア、体育指導員、スポ健OBの方々をこのコースにバランスよく配置します。今回、特に以上の4点についての安全面の充実を図りました。

委員の皆様には、ぜひランナーにご声援をいただければありがたいと思います。

以上で報告を終わります。

【委員長】

この件に関しまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

【委員】

今ご説明いただきましたけれども、昨年度の事故をもとにきちっと適切な対応を今年度はお取りいただいているということで、その姿勢がやはり非常に重要だと思います。また、その対応がきちっと市民の方に周知されることが重要だと思いますので、その点も気を抜かずに、もう一步当日までよろしくお願いします。

【生涯スポーツ課長】

ありがとうございます。セルフチェックというのは選手の方にすぐお目につくと思います。それと、実際の運営上では、救護車の増発ということで、各ランナーとランナーの間に、非常に難しいのですけれども3台、救護車という看板を背負わせた車を走らせます。そして、最後尾に救急車を配置するという形で、目に見えた形での対応になるのではないかと考えております。

以上でございます。

【委員長】

よろしく申し上げます。
他にございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして、先ほど非公開といたしました報告事項（7）に入りますので、関係職員以外の方は退席お願いいたします。

（関係職員以外退場）

【委員長】

それでは、報告事項（7）について、総務課、学務課、続けて報告申し上げます。

報告事項（7）「平成19年度職員及び教職員の人事異動方針について」、総務課長及び学務課長から報告された。

【委員長】

それでは、職員を入場させてください。

（職員入場）

【委員長】

本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。他にございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、これで教育委員会会議12月定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。